

経営安定支援融資保証(一般分)

制度の特徴

売上減少等を要件とした、経営の安定に必要な運転資金の供給を目的とする県制度です。

対 象 者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業の営んでいる中小企業者であって、所定の財務要件を満たすもの（具体的な要件は保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	8, 0 0 0 万円
保 証 期 間	7 年以内
据 置 期 間	2 年以内
金 利	一般分、SN5号 1.55%以内 SN2号、SN4号、危機関連 1.50%以内
保 証 料	一般分 0.13~1.19% SN5号 0.4% SN2号、SN4号、危機関連 0.5%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

経営安定支援融資保証(米国関税対応分)

制度の特徴

米国関税措置による売上減少や、資金繰りに支障をきたすおそれがあることを要件とした、経営の安定に必要な運転資金の供給を目的とする県制度です。

対 象 者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業の営んでいる中小企業者であって、所定の財務要件を満たすもの（具体的な要件は保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	8, 0 0 0 万円
保 証 期 間	1 0 年以内
据 置 期 間	3 年以内
金 利	1.25%(固定)
保 証 料	一般分 0.13~1.19% SN5号 0.4% SN2号、SN4号、危機関連 0.5%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。